印西市国土強靱化地域計画（案）

市民意見公募手続（パブリックコメント）の結果

|  |  |
| --- | --- |
| 案　　　　件 | 印西市国土強靱化地域計画（案） |
| 募集期間 | 令和３年１２月１０日（金）～令和３年１２月２３日（木） |
| 意見の提出 | １２件（３名） |
| 意見の取扱い | 修正 | 案を修正するもの | 　１件 |
| 既記載 | 既に案に盛り込んでいるもの | 　０件 |
| 参考 | 案には反映できないが今後の参考とするもの | 　３件 |
| その他 | 案には反映できないが意見として伺ったもの | ８件 |

 ■　市民意見公募手続（パブリックコメント）における意見及び意見に対する対応

| 番号 | 該当ページ | 意見 | 意見に対する対応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1 | P15 | 個別対策と横断的分野を設定しているが、違いが分からないため、説明の追加が必要だと思います。 | 意見の取扱い：【　その他　】　個別施策分野は、各分野においてそれぞれで行う施策であり、横断的分野は、それぞれの分野を超え、広くまたがる対策を指しています。　国の基本計画、千葉県の地域計画及び国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき策定しているため、あえて説明は付しません。 |
| 2 | P16 | 重点化すべきリスクを客観的な評価から設定しているとあるが、そのプロセスが不明瞭であり、具体的な評価結果も分かりません。説明が必要だと思います。 | 意見の取扱い：【　その他　】　重点化すべきリスクシナリオは、国・県の重点化シナリオ、緊急度、取組の進捗度、過去の災害履歴等を評価し、庁内会議等を経て決定しているものです。国の基本計画、千葉県の地域計画及び国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき策定しているため、あえて説明は付しません。 |
| 3 | P59 | 「③災害時避難行動要支援者対策の促進」について、より具体的な取り組み推進を希望する。特に在宅避難者への配慮について検討していただきたい。 | 意見の取扱い：【　その他　】　印西市国土強靱化地域計画は市の上位計画であるため、具体的な避難行動要支援者対策につきましては、地域防災計画や印西市避難行動要支援者避難計画を参考としてください。　また市では、避難行動要支援者対策に関する対策が地域の皆様にご理解いただけるよう、地域説明会等においても説明を行っております。 |
| 4 | P78 | 7-4　農地について平常的な農業者対策と併せて、できる取り組みがあるとよい。 | 意見の取扱い：【　その他　】　農業者対策と併せて行う事業としまして、農地等の適切な保全管理や農業の担い手の確保につきまして、アクションプラン編において、取り組みを掲載いたします。 |
| 5 | P88 | 具体的な達成年度の設定は、本計画で提示すべきだと思う。それに対してアクションプランでそこまでの道を整理するのが良いと思う。また、ＫＰＩ等の言葉があるが、本計画内で具体的な数を示せないのであれば、誤解を生むので言葉として削除するべきだと思う。アクションプラン編では設定していただきたい。 | 意見の取扱い：【　その他　】　国の基本計画、千葉県の地域計画及び国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき、計画の構成を決定しております。　各施策の具体的な達成年度はそれぞれ異なることから、アクションプラン編においてお示しすることになります。 |
| 6 | P37 | 2-1　⑧自家発電設備の整備 の施策「災害時等に備えて避難所や各家庭の自家発電設備の整備等の推進を図ります。」に、「また、再生可能エネルギーや燃料電池・コージェネレーション等の自立・分散型エネルギーの積極的な導入を支援し、家庭・事業所等においても電源の多重化促進を図ります。」を追加してください。 | 意見の取扱い：【　参考　】　再生可能エネルギーや燃料電池・コージェネレーション等の自立・分散型エネルギーの導入につきましては、これから調査・研究を行うところでございます。　まずは、市の防災拠点や避難所等について検討を行いたいと考えておりますので、いただきましたご意見については今後の参考とさせていただきます。 |
| 7 | P45 | 2-5　② 災害時の石油類燃料の確保 「災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、石油商業組合や石油連盟との協定等に基づく供給体制の整備を図ります」に、「また、再生可能エネルギーやコージェネレーション等の自立・分散型エネルギーの導入によりエネルギー源の多重化に努めます。」を追加してください。 | 意見の取扱い：【　その他　】　ここにおきましては、主に緊急通行車両や災害拠点病院がDMAT等を派遣するための燃料が途絶しないよう、外部からの燃料供給体制の整備としております。　災害拠点病院は県の指定でもあるため、県の動向を注視してまいります。 |
| 8 | P45 | 2-5　③電源途絶に対する予備電源の確保 「病院における非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を促進するとともに、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定に基づく連携体制の充実を図ります。」に、「また、再生可能エネルギーやコージェネレーション等の自立・分散型エネルギーの導入によりエネルギー源の多重化に努めます。」を追加してください。 | 意見の取扱い：【　参考　】　自立・分散型エネルギー等の導入について意思決定を行うのは病院であることから、県及び病院の動向を今後も注視していきたいと思います。　まずは、市の防災拠点や避難所等について検討を行いたいと考えておりますので、いただきましたご意見については今後の参考とさせていただきます。 |
| 9 | P51 | 2-7　 ④避難所における防災・減災対策の強化 「感染症に配慮した資機材の整備、停電対策とて非常用電源確保、災害トイレ多様化や暑さ対策など、避難時における生活環境の改善と衛生管理を推進し、公助備蓄に対応するための防災備蓄拠点の整備に取り組むとともに、災害時における飲料水および生活用水を確保するための災害用井戸の整備を計画的に実施し、併せて、災害時協力井戸制度の普及・啓発に努めます。」に、「および、再生可能エネルギーやコージェネレーション等の自立・分散型エネルギーの導入を検討する。」を追加してください。 | 意見の取扱い：【　案を修正するもの　】　いただきましたご意見につきましては、下記のとおり計画に反映させていただきたいと思います。【修正後】　感染症に配慮した資機材の整備、停電対策とて非常用電源確保、災害トイレ多様化や暑さ対策など、避難時における生活環境の改善と衛生管理を推進し、公助備蓄に対応するための防災備蓄拠点の整備に取り組むとともに、災害時における飲料水および生活用水を確保するための災害用井戸の整備を計画的に実施し、併せて、災害時協力井戸制度の普及・啓発に努めます。　また、避難所等の停電対策として再生可能エネルギーやコージェネレーション等の自立・分散型エネルギーの導入を検討します。 |
| 10 | P61 | 5-1　①災害時の石油燃料等の確保　「緊急車両への優先給油や災害対策施設（災害対策本部、避難所、病院等）への燃料供給を円滑に行うため、LPガス協会との燃料供給に関する災害協定の実施体制を整備するほか、千葉県石油商業協同組合と石油燃料の供給に関する協定体制の整備を検討します。」に、「また、再生可能エネルギーやコージェネレーション等の自立・分散型エネルギーの導入によりエネルギー源の多重化に努めます。」を追加してください。 | 意見の取扱い：【　参考　】　ここにおきましては、災害協定に伴う外部からの燃料供給体制の整備としておりますので、いただきましたご意見については今後の参考とさせていただきます。 |
| 11 | ― | 令和3年5月25日　国土交通大臣決定の「無電柱化推進計画について」に述べられているように、当市では、積極的に無停電化に計画的に進めてきたとは思えません。当市では、昭和60年以降、大規模市街地開発事業や道路事業が実施され、10万人都市として発展してきました。しかし、防災・強靭化、交通安全、景観形成、観光振興目的の新設電柱を増やさないために、道路管理者、電線管理者及び開発事業者などの事業者と連携して無電柱化を推進してきたとはいえず。　結果的にはむしろ、開発や経済性などを優先して電柱を増やしてきたと思われます。今回、印西市国土強靭化地域計画に、「道路事業や市街地開発事業等が実施される場合に、道路管理者、電線管理者及び開発事業等の事業者と連携して無電柱化を進める。」対応策の項目を追加してください。 | 意見の取扱い：【　その他　】　1-1「住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死者数の発生」及び、6-4「地域の交通インフラの長期にわたる機能停止」において、無電柱化の推進を対応方策としております。　今後も県や関係機関等との連携を図っていきたいと思います。 |
| 12 | ― | 昭和34年10月27日　建設事務次官通達　「風水害による建築物の災害の防止について」によれば、⓵建築の防災指導を強化するとともに、鉄筋コンクリート造などの高層堅牢建築物を勧奨指導すること。②建築基準法第39条に基づく災害危険防止区域の指定、特に、低地における災害危険区域の指定を積極的に行い、区域内の建築物の構造を強化し、避難の指定を整備させること。等があります。当市のハザードマップによれば被害が予想される区域が、市街化区域に都市計画されて積極的に市街化を進めて、強靭化計画とは逆行する施策が行われてきたように思えます。昨年に法改正が行われ、防災・減災の街づくりの促進をするため、都市再生特別措置法第81条第13項に規定する「防災移転計画制度」（居住誘導区域等権利設定促進事業）が創設された。ことをふまえた「災害危険区域等からの移転を促進するとともに、防災・減災に取り組み、より安全な安心できる都市づくり計画としてください。」また、「災害が予想される地区の住民に対する災害リスクの理解、自助・共助の取り組み、参加・協力を求め、災害に強い都市作りに推進してください。」特に、自分の命を守るのは、一人一人の理解と行動がなければ守れないことを周知させる。・災害レッドゾーンにおける開発の原則禁止・市街化調整区域の浸水ハザードエリア等における開発許可の厳格化・市町村による防災移転計画の作成　等 | 意見の取扱い：【　その他　】防災・減災に取り組み、より安全な安心できる都市づくり計画とするため、地域防災計画とも連携し、災害に強い都市づくりを推進するとともに、市民に対し防災講座等を通じ防災意識の普及啓発を行っていきます。 |